

学校名	京都成章高等学校（通信制）
所在地	京都市西京区大枝沓掛町 2 6
電話番号	（ 0 7 5 ） 3 3 2 － 4 8 3 0

(1) ・ 建学の精神	この法人は、日蓮聖人生誕700年記念事業として本圀寺により設立されたもので、日蓮聖人の教えを遵奉し、教育基本法及び学校教育法に従い、宗教的情操の涵養に努め、明知を以て明德を实践する国民の資質を向上せしむる教育をおこなう学校を設置することを目的とする。																		
(2) ・ 本校の特色及び将来展望	通信制課程であるため、自宅学習を中心としつつも、スクーリングやそれ以外の様々な進学のための講座などを受講しながら大学進学をめざし、将来の自らの目標や将来像を実現させることを目標とする。																		
(3) ・ 令和 8 年度納付金 ※学科やコースによって納付金に差異がある場合は最低額を計上。 ・ 今回改定 あり なし ・ 前回改定 平成 年度	【令和8年度以降入学生】 <table><tr><td>入学金</td><td>施設拡充費 (入学時)</td><td>授業料 (1 単位)</td><td>施設拡充費等 * (経常的)</td><td>計 (入学時除く)</td><td>考查料</td></tr><tr><td>45, 000</td><td>25, 000</td><td>12, 000</td><td>48, 000</td><td>60, 000</td><td>10, 000</td></tr></table> 【令和7年度以前入学生】 <table><tr><td>授業料 (1 単位)</td><td>施設拡充費等 * (経常的)</td><td>計</td></tr><tr><td>10, 000</td><td>48, 000</td><td>58, 000</td></tr></table> ＊施設拡充費等には、施設拡充費、校費、実験実習費、冷暖房費等の入学金、授業料及び検定料以外の納付金で、学則に定めのあるものすべてを含む。ただし、PTA、生徒会等、学校法人とは別団体に属する経費、任意寄附金及び給食費は除外。	入学金	施設拡充費 (入学時)	授業料 (1 単位)	施設拡充費等 * (経常的)	計 (入学時除く)	考查料	45, 000	25, 000	12, 000	48, 000	60, 000	10, 000	授業料 (1 単位)	施設拡充費等 * (経常的)	計	10, 000	48, 000	58, 000
入学金	施設拡充費 (入学時)	授業料 (1 単位)	施設拡充費等 * (経常的)	計 (入学時除く)	考查料														
45, 000	25, 000	12, 000	48, 000	60, 000	10, 000														
授業料 (1 単位)	施設拡充費等 * (経常的)	計																	
10, 000	48, 000	58, 000																	
・ 今後の納付金に対する考え方	単位取得に必要なスクーリング以外に、大学入試対策講座、入試問題演習講座、主要大学過去問演習などの講座をスクーリング日に開講するが、受講料は無料とし別途費用を徴収しない。昨今の物価高騰による経費の増加等に対応するために、今年度授業料の改定を行ったが、最小限の改定としており、入学時に納入の施設拡充費については納入金額を減額している。今後は更なる財務体制の強化や経費削減など、当面は現状を維持できるよう、真摯に努めていきたい。																		
(4) ・ 教育内容、施設整備の改善・拡充等の状況	上記にも記載したとおり、単位取得に必要なスクーリング以外に、大学入試対策講座や入試問題演習講座等を無料で開講するとともに、進路面談、面接指導や小論文添削などを年間を通して実施する。また、施設整備に関しては全日制課程と兼用とし、平成24年度から毎年継続して様々な施設設備の充実を図ってきた。令和7年度は校内WIFI設備の強化、カウンセリングルームを設置し、令和8年度は新たにセミナールームの設置、図書館の机・椅子の入れ替え、電子黒板機能付きのプロジェクターの導入を予定している。																		
(5) ・ 令和8年度の保護者負担軽減策及び考え方	通信制課程の設置より10年以上納付金の変更を行わなかったが、今年度、上記納付金の金額に変更した。なお、入学時において、施設拡充費を減額し、保護者負担を軽減することとした。																		
(6) ・ 今後5年程度の保護者負担軽減計画	これまでと同様に教育内容の充実に取り組み、引き続き財務体制の強化、経費削減に努め、健全な経営を維持できるよう努める。今後の納付金については、最小限の改定にとどめ、経営努力を行いながら保護者の負担を軽減できるような施策をさらに検討していくこととする。																		